

CoZY WINDSURFING SCHOOL（以下「当店」といいます）は、本規約を定めます。

## 第1条（定義）

本規約において使用する主な用語を以下のとおり定義します。

「本サービス」 当社が、自らまたは第三者からの営業受託により管理・運営するマリンスポーツなどに使用されるサービス・施設・店舗等のうち当社が定めるもの。また、当社が主催するイベントその他の活動に於いては当該活動に使用される施設その他の活動場所としてその都度当社が定めるもの

「本スクール」 CoZY WINDSURFING SCHOOLその他の名称を問わず、当社が別途定める本サービスを利用して管理・運営する個々の事業活動の主体

「スクール生」 会員ならびに本サービスを利用チケット、招待券、優待券等により利用する個人およびスクール体験者、第20条（ビジター）に定めるビジターその他の会員以外で当社が本サービスの利用を認めた個人

「会員」 スクール会員および法人個人会員

「スクール会員」 当社との間で入会手続を経て会員契約（以下「個人会員契約」といいます）を結んだ個人

「法人会員」 別途当社との間で本サービスの利用に関する契約（以下「法人会員契約」といい、法人会員契約と個人会員契約を合わせて「会員契約」といいます）を結んだ法人、組合その他の団体・組織であり、法人会員契約により、当社が当該団体・組織の従業者その他の帰属者にして、スクール会員とは異なる条件で本サービスの利用を認める場合の当該団体・組織

「法人個人会員」 法人会員契約に基づき、本サービスを利用する個人

「来店者」 スクール生の保護者、介助者、補助者、付添人、養護者、見学者その他の本サービスを利用することを目的としない来店者として当社が本サービスへの参加を認めた個人

「入会金」 当社が別途定める入会金

「会費」 当社が別途定める会費

「事務手数料」 入会時、復会時、退会時その他の手続において当社が徴収する各種の事務手数料

「利用料等」 パーソナルレッスン、スクールレッスン、艇庫管理その他の当社が定める特定のサービスの利用料、本サービスの利用料、その他の本サービスの特定エリアの利用料、レンタル用品の利用料その他その都度当社が定める料金の総称

「ギア」 一般的に本サービスを利用する上で、マリンスポーツ等で必要となる用具または装備（一式または、一部）の総称のこと

## 第2条（本規約および諸規則）

1. 本規約は、本スクールへの入会および本サービスの利用について、お客様と当社が遵守しなければならない諸条件のうち基本となる内容を定めるものです。
2. 当社は、本スクールを運営し本サービスを提供する上でまたは各種スクールの開催や特定の施設を提供する上で、その都度必要と判断する諸条件および諸規則（以下「諸規則」といいます）を定めることができるものとします。
3. 本規約および諸規則は、会員契約の内容を構成します。ただし法人会員契約および個人会員契約において、別途の定めがあるときは、その定めが優先されます。

## 第3条（会員制度）

1. 本スクールは、会員制とします。本スクールは、会員が本サービスを利用し、会員の健康の維持・増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを目的として運営されます。
2. 会員および当社は、本スクールが、個々人の生きがい創造に寄与するための場として当社が運営するものであることを認識し、本サービスを利用する者が快適に過ごすことができるよう相互に尊重しあうものとします。
3. 当社は、会員が快適に本スクールおよび本サービスを利用することができるよう、会員の要望および安全衛生に配慮しながら本サービスの維持、サービスの提供に努めます。また、当社は、本サービスにおいてお客様に提供するサービスを当社の判断に従い業務委託先に委託することができるものと

します。

4. 会員は、運動およびスポーツが、その性質上、少なからずの危険を伴うものであることを認識し、本サービスを利用するには、各自の責任において体調、安全に配慮するとともに、自己または他のお客様が怪我や事故に合わないよう相互に配慮するものとします。

5. 会員は、本スクールの秩序の維持および個別事情に応じた配慮から会員個々人の要望にお応えできない場合があることを理解するものとします。

6. 会員ではないお客様も本条の主旨を理解し、本規約および諸規則を遵守するものとします。

#### 第4条（入会資格）

1. 本スクールへの入会資格は、以下の各号に定めるとおりとします。

①本規約および諸規則を遵守できる方

②刺青（タトゥー含む）などをしていない方。ただし別途当店が定める基準に従い、当社が認める場合を除きます。

③暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員その他の反社会的勢力ではない方

④医師等により運動を禁じられておらず、本サービスの利用に支障がないと申告された方

⑤他のお客様に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方

⑥過去の会費、事務手数料、利用料等について未払いの債務のない方

⑦過去に当店または他社が運営するスクールその他同様のサービスにおいて、除名またはこれに類する処分を受けたことがない方

⑧前各号に定めるほか、当社が適当と認めた方

2. 妊娠中の方については、原則として本サービスを利用することは認められません。ただし当社が妊娠中の方を対象にしたプログラムを提供するなど、別途当社が認めた場合は、この限りではありません。

#### 第5条（会員契約の成立）

1. お客様と当社との会員契約は、お客様が、当社ウェブサイトに掲示される本規約に同意した上で、本サービス窓口に来店し、第7条（会員種類）に定める会員種類の確定および会費の支払手続を完了した後に、署名をすること（この一連の手続を以下「入会手続」といいます）により成立するものとします。ただし当社が別途異なる手続を定めた場合、当該手続によることができるものとします。

2. 本規約第15条（禁止行為）、第16条（除名処分）その他の本サービス利用に関する各規定ならびに

諸規則の内容は、会員以外のスクール生が本サービスを利用した時点で、当該スクール生との間でも適用されるものとします。

3. 未成年のお客様が当社と会員契約を締結するには、親権者の同意を得なければならないものとします。

#### 第6条（会員資格）

1. 会員には、会員資格が付与されます。

2. 会員は、会員資格を他に譲渡、共有または貸与することができないものとします。

#### 第7条（会員種類）

1. 当社は、スクール会員その他の会員による本サービスの利用形態に応じた会員種類をその都度定めます。

2. 当社は、会員種類を追加、変更、廃止、再開等を行うことがあります。

#### 第8条（会費等の支払い）

1. 当社は、入会金、会費、事務手数料、利用料等の金額および内容を当社の判断で決定または変更す

ることができるものとし、変更後の料金および内容については、該当する全てのスクール生に適用されるものとします。ただし本店が別途定める場合はこの限りではありません。

2. 会費は、本サービスの利用の有無にかかわらず、支払わなければなりません。
3. 会費の支払は、本店が定める手段によるものとします。
4. 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った入会金、会費および事務手数料は、理由の如何を問わず返金されないものとします。また、会員が本スクールを退会し、本スクールに再度入会する場合、会員は、改めて入会金および事務手数料を本店の定めに従い支払うものとします。

#### 第9条（会員証）

1. 本店は、会員に対し会員証を発行します。
2. 会員は、本サービスの利用に際し、会員証を提示する場合があります。
3. 会員は、会員証を適切に管理し、他に譲渡、共有または貸与しないものとします。
4. 会員は、会員証を紛失した場合または破損等により使用できなくなった場合は速やかに本サービス窓口で再発行の手続きをとるものとします。
5. 会員証の再発行については、別途本店が定める発行事務手数料を申し受けます。
6. 本店から会員証が発行されないスクール生および法人個人会員は、本サービスの利用に際し、別途本店が定める会員証に準ずる証明書を提示しなければなりません。
7. 会員の利用する本スクールが会員証に代わる会員の認証方法を定めているときは、前各項の一部または全部の規定を適用せず、本店が定めた方法によるものとします。

#### 第10条（お客様情報）

1. お客様は、入会手続およびお客様が本サービスを利用されるに際して、本店が定める住所、氏名、年齢、性別、連絡先、緊急連絡先、病歴その他のお客様の情報（以下「お客様情報」といいます）を正しく本店に申告するものとし、また、当該お客様情報に変更が生じた場合には、速やかに本店に当該変更内容を申告するものとします。
2. 本店は、本規約に別途定める場合を除き、お客様情報を、本店の個人情報保護方針に従い利用・管理するほか、お客様が本サービス内で事故、怪我等をされた場合、必要な範囲でご家族、会社および病院その他の医療関係者に開示することができるものとします。
3. 本条第1項に定めるほか、本店は、必要に応じて、お客様情報を個別にお客様から収集することができるものとします。その場合、本店は、当該収集の目的および用途について、お客様から同意を得るものとします。また、当該同意の取得方法については、個人情報保護法その他の法令に従うものとします。
4. 本店は、お客様から申告されたお客様情報に基づいて対応するものとし、お客様がお客様情報を、本店に正しく申告しなかったことに起因して、お客様に生じた不利益について、本店は、何らの責任も負わないものとします。
5. 本店は、法人個人会員のお客様情報および本サービスの利用状況を当該会員が帰属する法人会員と本店との法人会員契約に従い提供することができるものとします。
6. 本店は、お客様情報を社内規程に従い適切に管理するものとします。

#### 第11条（会員契約の取消）

1. 本店は、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員契約を取り消すことができるものとします。
  - ①第4条（入会資格）に定める条件に反していることが判明した場合
  - ②入会手続において虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明した場合
  - ③入会手続において本店に申告した情報に不備や偽りがあり、それについて本店が会員による本サービスの利用を不適當であると判断した場合
2. 前項の取消しの効力は、将来に向かって効力を生じるものとします。

## 第12条（休会）

1. 会員は、別途当店の定める事由に該当する場合、休会の手続きを取ることができます。
2. 休会期間中は、当店の定めに従い、会費の全部または一部の支払いが免除されるものとします。  
また、会費の支払いに替えて休会費が発生することがあります。
3. 休会手続きの完了日と休会開始日との関係は以下定めるとおりとする。
  - ①休会開始日の先月10日（本サービスが休みの場合は、翌営業日）までに休会手続きが完了した場合休会開始日は、休会手続完了月の末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。
  - ②休会手続の完了が11日（本サービスが休館日の場合は、翌営業日）以降になった場合、休会開始日は、休会手続完了月の翌月末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が休会手続時に指定する日とします。
  - ③妊娠、疾病の場合、休会開始前月末日までに休会手続きを行えばよいものとする。

## 第13条（退会手続）

1. 会員は、退会を希望する場合、当店所定の退会手続（以下「退会手続」といいます）を取るものとします。
2. 退会手続の完了日と退会日との関係は以下に定めるとおりとし、退会日をもって会員契約が終了するものとします。
  - ①利用終了月の10日（本サービスが休みの場合は、翌営業日）までに退会手続が完了した場合、退会日は、退会手続完了月の末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。
  - ②退会手続の完了が11日（本サービスが休館日の場合は、翌営業日）以降になった場合、退会日は、退会手続完了月の翌月末日またはそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続時に指定する日とします。
3. 前項にもかかわらず、夏季スクール等本サービスの利用が月単位ではなく、期を単位とする場合は、別途定めるものとします。
4. 会員は、本サービスの利用の有無にかかわらず退会日までの会費を支払う必要があるものとします。  
また、  
退会に際しては、退会日までに未払いの事務手数料、利用料等その他一切の支払いを完了させるものとします。
5. 会員が、当店に対して口頭、電話、電子メールその他の手段で退会の意思を伝えた場合といえども、当社所定の退会手続を終えない限り、退会とはみなされません。会員は、退会手続を適切に完了しない限り、会員契約が有効に継続し、会員が有する本サービスの利用権や会費その他の支払義務が存続することを十分に認識するものとします。
6. 会員本人が死去された場合、当該会員の親族またはこれに準ずる方で当社が認める方が、退会手続を完了させる必要があるものとし、当該退会手続については、本条の上記各規定が適用されるものとします。ただし会員本人が死去された月の末日をもって退会日とします。

## 第14条（自動退会）

会員が連続して3カ月分の会費の支払いを滞納した場合、また、会費の支払いの遅延が度重なった場合は、当店は、当該会員を退会扱いとすることができます。なお、これにより会費、事務手数料、利用料等その他の債務の支払義務が免除されるものではありません。

## 第15条（禁止事項）

1. お客様は、本スクールの運営について、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。お客様に当該行為があるときは、当店はお客様に対し、当該行為の中止、本サービスの設備の一部または全部の利用の中止、本サービスからの退去等を求めることができます。
  - ①他のお客様または当店スタッフに対して叩く、殴る、蹴る、強く押す、強く掴むその他の暴力を振るうこと
  - ②盗難、盗撮、のぞき、痴漢、露出、唾を吐く、その他法令または公序良俗に反する行為をすること

③本サービスの設備等を持ち出すこと、本サービスの設備等を叩く、殴る、蹴る、落書きするなどにより損

壊すること

④当店において許可なく会員同士でのギアの売買を行うこと

⑤当店以外で購入したギアを本サービスに持ち込むこと。ただし、当社が別に定める料金を支払った場合は、持ち込むことができる。

⑥本サービス内で政治活動、宗教活動を行うこと

⑦本サービスにおいて許可なく営業活動、取材活動、勧誘活動、署名活動、ビラ等の配布、張り紙の掲示、撮影等を行うこと

⑧酒気を帯びて本サービスへ参加し、または本サービスを利用すること

⑨会費、事務手数料、利用料等その他の未払債務を履行せずに、本サービスを利用すること

⑩許可なく本サービスの設備や特定のエリア等を長時間独占すること

⑪他のお客様、お客様以外の一般の方、または当社および当社スタッフに対して暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、睨みつけ、待ち伏せ、尾行、つきまとい、個人的交友の強要その他の迷惑行為や不適切な行動をとること

⑫本スクール中に喫煙（電子タバコを含む）をすること。休憩中を除く

⑬本スクールの運営について、当社による回答があった後も同じ意見、要望等を繰り返し、当社スタッフに対して長時間または多頻度の面談、電話、連絡等を要求し、または書面の交付等を求めること

2. 当社は、お客様に以下の各号に該当する事由があると判断したときは、お客様に対し、本サービスの設備の一部または全部の利用の中止、本サービスからの退去を求めることができます。

①第4条（入会資格）に反することが判明した場合

②体調不良、伝染病への罹患、怪我の未完治その他本サービスを利用することが不適當であると当社が判断した場合

③当社または他のおお客様との紛争が解決しておらず、本サービスを利用することが不適當であると当社が判断した場合

④お客様に同伴されるスクール生および来店者の行為について、当社スタッフから是正の要請、指導を受けたにもかかわらず、協力しない場合

⑤お客様の言動に対して、本サービスの安全配慮および秩序維持の観点から、当社が是正を求めたにもかかわらず、尚も是正されないと当社が判断した場合

⑥お客様が過去に当社から除名処分を受けていた場合

⑦上記各号に定めるほか、お客様の行為が第3条（会員制度）の趣旨に反し、本スクールの運営に支障があると当社が判断した場合

3. お客様に前二項各号に該当する事項があったときは、当社は、お客様の本サービスへの参加をお断りすることがあります。

## 第16条（除名処分）

1. 会員に前条第1項第①号から第⑤号までのいずれかの行為があったときは、当社は当該会員を直ちに除名処分とすることができるものとします。

2. 会員に前条第1項のいずれかの行為または前条第2項のいずれかに該当する場合があり、当社がその是正を求めても是正がないときは、当社は当該会員を除名処分とすることができるものとします。

3. 除名処分は、当店の会員に対する口頭または書面による通知によって行うものとし、口頭で行ったときは後日これを確認する書面を送付するものとします。

4. 除名処分の効力は、前項の通知が会員に到達した時点で生ずるものとします。ただし会員が正しい連絡先を当社に申告していない等の理由により、当該通知が会員に到達しないときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

5. 会員が除名処分を受けたときは、当社と当該会員との会員契約は除名処分と同時に終了します

6. 除名処分より会費、事務手数料、利用料等その他の債務の支払義務が免除されるものではありません。

#### 第17条（会員資格の喪失）

会員に以下の各号に定める事由が生じた場合、会員資格を喪失するものとします。

- ①会員が退会された場合
- ②会員が除名された場合
- ③会員が死去された場合
- ④法人会員契約が終了した場合
- ⑤本スクールが解散した場合または本サービスが閉店された場合

#### 第18条（営業日および営業時間）

本サービスの営業日および営業時間については、別に定めます。

#### 第19条（本サービスの利用制限）

1. 当店は、競技会、スクールその他の諸行事または本サービスの管理上必要と認めた場合、会員による本サービスの全部または一部の利用を制限することがあります。
2. 当店は、本サービスの全部または一部を会員以外の第三者に利用させることがあります。

#### 第20条（ビジター）

1. 会員は、所定の人数に限り、ビジターを同伴することができます。ただし当店は、ビジターが第4条（入会資格）に定める入会資格を充たさない場合、ビジターの参加をお断りすることがあります。
2. ビジターが本サービスを利用できる範囲は、同伴した会員に準ずるものとします。ただし当社が必要と認めた場合には、利用できる範囲を制限することがあります。
3. ビジターは、本サービスの利用に際し、当社が別に定める利用料等を支払わなければなりません。
4. 会員は、同伴したビジターに関する一切の責任をビジターと連帯して負うものとします。

#### 第21条（休業）

1. 当店は、以下の各号に定める場合、本サービスの全部または一部を休業とすることがあります。
  - ①気象、災害、突発事故その他やむをえない理由により当社が必要と判断した場合
  - ②法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむをえない事由が発生した場合
  - ③本サービスの点検、補修、改修その他本サービスの運用管理上、当社が必要と判断した場合
  - ④年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他当店の都合により当社が必要と判断した場合
2. 本サービスの全部または一部を休業とする場合、当店は、当店の判断により会費の返金、減免その他の対応を取ることがあります。

#### 第22条（拾得物）

1. お客様が本サービスに忘れ物または落し物（以下「拾得物」といいます）をされた場合、速やかにその旨を当店の問い合わせるものとします。
2. 当店は、拾得物について、当社が別途定める保管期間経過後に処分することができるものとします。また、当店は、腐敗等安全衛生上の問題があると判断する場合、当該保管期間に限らず拾得物を処分することができるものとします。
3. 拾得物を拾得されたお客様は、当社に当該拾得物を引き渡したことをもって、当該拾得物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。

#### 第23条（盗難および紛失）

1. お客様は、本スクールが会員制クラブであるとしても、本サービスが会員および会員以外の不特定多数の方が利用される施設を利用することを認識し、ご自身の持ち物が紛失や盗難事故にあわないよう適切に管理するものとします。
2. お客様が本サービスを利用する際に生じた紛失や盗難事故について、当店は、何らの賠償責任も負わないものとします。

#### 第24条（怪我、事故等を回避するための諸注意）

1. お客様は、ウィンドサーフィン、サップ、サーフィン、その他のエクササイズ、ヨガ、その他のマリンスポーツなど、本サービスにおける各種活動の中には、怪我、体調の急変およびそれに付随する重篤な体調不良または疾病の発生、用具の破損、転倒等、各種人的・物的事故またはそれらの危険を伴うメニュー、状況があることを認識するものとします。また、体調に不安のあるお客様、服薬・通院されているお客様は、ご自身で医師に相談・判断のうえ自己責任において運動を行うものとします。
2. 当店は、前項のメニューの実施に際し、お客様が安全にお楽しみいただけるよう十分に配慮するものとします。
3. お客様は、ご自身の体調や状況を踏まえて、自己や他のお客様の怪我、事故等を回避するよう注意するものとします。
4. お客様は、当店スタッフや指導者から怪我、事故等の回避のための指示、要請を受けたときは、それに従うものとします。
5. お客様が本サービスを利用する際に生じた怪我、事故等に対して、当店は、当店の故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。お客様同士の行為によって怪我、事故等が生じたときは、お客様同士の責任と費用においてこれを解決するものとします。
6. 被害にあわれたお客様が、当店や被害を与えたお客様に対して損害の賠償を請求した場合といえども、当店や被害を与えたお客様について故意または過失が認められないときには、必ずしも補償が受けられるわけではないことを、また、その場合にお客様に発生した損害（怪我の治療費や休業損害、後遺症等を含む）は、お客様自身が負担する必要があることを認識するものとし、お客様は、必要と認めるときは、自己の責任と負担で傷害保険に加入するなど、怪我、事故等についての補償を受けられる措置をとるものとします。当店は、お客様が損害保険に加入していないことに伴う一切の不利益について責任を負うものではありません。

#### 第25条（お客様の責任）

お客様は、本サービスを利用するにあたり、故意または過失により、当店、他のお客様または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとします。また、お客様に同伴されるスクール生および来店者が当該損害を与えた場合、お客様は、同伴したスクール生および来店者と連帯して損害賠償責任を負うものとします。

#### 第26条（本スクールの解散および閉店）

1. 当店は、当店の判断に従い、本スクールを解散または本サービスを閉店することができます。
2. 本スクールの解散、本サービスの閉店について、当店は会員に対し、何らの補償も行いません。

#### 第27条（本規約および諸規則の改定）

1. 当店は、自らの判断に従い、本規約を改定することができるものとします。
2. 当店は、諸規則を適宜制定または改定することができるものとします。
3. 当社が本規約および諸規則を改定するときは、改定する旨、改定後の内容およびその効力発生時期を、第28条（告知およびご連絡）および第29条（事前告知期間）の定めに基づき告知するものとします。
4. 改定された本規約および制定または改定された諸規則の内容は、全てのお客様に適用され効力を有するものとします。

#### 第28条（告知およびご連絡）

1. 本規約に別途定めがある場合を除き、当社がお客様に対して行う告知およびご連絡は、原則として当店のウェブサイトおよび本サービスでの掲示によるものとし、お客様は、当社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本サービスにおけるキャンペーンその他の告知内容を、お客様がご認識されなかったことについて、当店は、何らの責任も負わないものとします。
2. 前項にもかかわらず、当店は、告知およびご連絡の内容、性質に応じて、お客様への郵送、電子メール、本サービス内での配布物の配布、口頭でのお声掛けなど当社がその都度判断する手段により、告知

およびご連絡を行うものとし、また、当店からのご連絡を予め拒否されているお客様に対しても、当店は、必要と判断した重要なご連絡を行うことができるものとし、

3. 当店からお客様への郵送または電子メールは、お客様が当店に申告した住所またはアドレスに宛てて発信されるものとし、当該住所またはアドレスに宛てて発信された書面または電子メールがお客様に到達しなかったことについて、当店は何らの責任も負わないものとし、

#### 第29条（事前告知期間）

1. 当店からお客様に対する重要な事項については、以下の各号に従い事前に告知するものとし、

- ①本スクールの解散および本サービスの閉店または長期にわたる休業 3カ月前までに
- ②本サービスを休業とする場合 1カ月前までに
- ③本規約の改定および諸規則のうち本規約に準ずる重要規則の制定および改定 1カ月前までに
- ④入会金、会費、事務手数料および利用料等の改定 1カ月前までに  
（キャンペーン等による入会金、会費、事務手数料の変更や販売する商品やサービスの販売・提供価格など、当社が適宜設定するものを除く）

- ⑤上記以外の事項 当社が個別に判断する時点

2. 当店は、緊急を要すると判断した場合、前項に定める事項の告知期間を短縮することができるものとし、

3. 前二項にもかかわらず、当店は、本サービスの運営や各種サービスの提供に関する情報については、事前

告知期間を設けずとも、適宜告知することができるものとし、その場合、告知をもって告知内容が発効するものとし、

#### 第30条（発効）

本規約は、2021年1月1日より発効します。